

令和2年10月14日

保護者様各位

福岡県立輝翔館中等教育学校長

## 今後のゆうちょ引き落としについて

秋冷の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて今現在、前期生・寮生の保護者の方を対象としておりますゆうちょ口座での引き落としについて、令和3年1月引き落とし分から下記のとおり変更になりますのでお知らせします。

### 記

ゆうちょ新制度により、兄弟等同じ口座を登録していても各々で引き落とししていましたが、兄弟等同じ口座を登録している場合は、兄弟の徴収金の合計した金額が引き落としとなります。

### [ 例 ]

Aさん(姉) 3年生 (毎月 9,500 円)

Bさん(弟) 1年生 (毎月 9,000 円) の場合。

・ 同じ口座を登録されている場合

→10月からは (9,500 円 + 9,000 円の合計) 18,500 円が引き落とされる。

・ 違う口座を登録されている場合

→今までと同じ。

それぞれの口座から 9,500 円、9,000 円が引き落とされる。

Cさん(兄) 5年生 (毎月 27,300 円)

Dさん(弟) 2年生 (毎月 36,800 円) の場合。

・ 同じ口座を登録されている場合

→10月からは (27,300 円 + 36,800 円の合計) 64,100 円が引き落とされる。

・ 違う口座を登録されている場合

→今までと同じ。

それぞれの口座から 27,300 円、36,800 円が引き落とされる。